

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

## 目次

目次	ページ
告示	
家畜伝染病予防法による報告の徴求(九七三・農畜産振興課).....	1
保安林の指定解除予定通知(九七四・森林整備課).....	3
道路区域の変更(九七五、九七六・道路課).....	3
道路区域の変更及び供用開始(九七七・道路課).....	4
公告	
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(脳血管研究センター).....	4
土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可(平鹿地域振興局農林部).....	5
市町村営土地改良事業の施行の同意(平鹿地域振興局農林部).....	5

## 告 示

秋田県告示第九百七十三号  
 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五十二条の規定により、動物の所有者から次のとおり報告を求め、家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)第五十八条の規定に基づき、告示する。  
 平成十七年十一月十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 実施の目的  
高病原性鳥インフルエンザの発生予防及びまん延防止のため
- 二 報告すべき者の範囲  
飼養する鶏、あひる、うずら及び七面鳥の羽数の合計が千以上である者
- 三 報告すべき事項  
平成十七年十一月一日以後における次に掲げる事項

### (二)(一) 飼養羽数 死亡羽数

#### 四 報告書の提出方法、提出期限及び提出先

三の事項を一週間(月曜日から日曜日まで)ごとに集計し、一月分を取りまとめ、別記様式により翌月十日正午までにファクシミリ、電子メールその他の方法により、二の動物を飼養する農場の所在地を所管する家畜保健衛生所に提出すること。

#### 五 その他

- (一) 高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況が生じた場合は、四にかかわらず、直ちに四の家畜保健衛生所長にその旨を報告すること。
- (二) 報告を求めめる期間は、十一月一日から四の家畜保健衛生所長が別途指定する日までとする。

#### 六 問い合わせ先

秋田県北部家畜保健衛生所(郵便番号〇一八 三四五四 北秋田市脇神字高村岱九十二番地 電話〇一八六 六二 二七二五 ファクシミリ〇一八六 六二 〇一四六 電子メールアドレスhokubukachi.kuhokenseijo@pref.akita.jp)  
 秋田県中央家畜保健衛生所(郵便番号〇一 〇九〇四 秋田市寺内蛭根一丁目十五番五号 電話〇一八 八六四 〇四〇一 ファクシミリ〇一八 八六二七一 三二 電子メールアドレスchokakao@pref.akita.jp)  
 秋田県南部家畜保健衛生所(郵便番号〇一四 〇〇一一 大仙市富士見町六番五十五号 電話〇一八七 六二 五三五四 ファクシミリ〇一八七 六六 一八四九 電子メールアドレスnan-kano@pref.akita.jp)

別記様式

年 月 日

家畜伝染病予防法第52条に基づく報告徴求命令に対する報告書

秋田県 家畜保健衛生所長 様

飼養者の氏名

飼養者の連絡先

農 場 名

年 月分の報告

		内 容	備 考
第 週 月 日 ~ 月 日	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第 週 月 日 ~ 月 日	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第 週 月 日 ~ 月 日	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第 週 月 日 ~ 月 日	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第 週 月 日 ~ 月 日	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	

- 注 1 飼養羽数の内容欄には、集計期間の初日の飼養羽数を記載してください。
- 2 死亡羽数の内容欄には、集計期間に死亡した羽数を記載してください。
- 3 飼養羽数の備考欄には、導入羽数、産卵率等の健康状態等についての特記事項を記載してください。
- 4 死亡羽数の備考欄には、通常の死亡率と比較して変動が認められるか、死亡日齢、発生鶏舎等に偏りが認められるか等についての特記事項を記載してください。
- 5 複数の農場を管理（所有）している飼養者は、農場ごとに記載してください。

秋田県告示第九百七十四号  
 農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。  
 平成十七年十一月十五日

秋田県知事 寺田典城

(「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び北秋田地域振興局農林部並びに北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第九百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十七年十一月十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 解除予定保安林の所在場所  
 北秋田市森吉字桐内沢(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 なだれの危険の防止
- 三 解除の理由 道路用地とするため

一 道路の区域

道 道	道路の種類		路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
	稲庭関口線		稲庭関口線			四・〇〇〇～一七・〇〇〇	〇・一六八
	湯沢市稲庭町字岩城		湯沢市稲庭町字岩城			六・〇〇〇～一八・〇〇〇	〇・一六八

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十七年十一月十五日から同月二十八日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十七年十一月十五日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第九百七十六号

一 道路の区域

道 道	道路の種類		路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
	山谷富根停車場線		山谷富根停車場線			五・〇〇〇～二三・〇〇〇	〇・七〇六
	能代市常盤字榎木岱		能代市常盤字榎木岱			九・〇〇〇～二〇・〇〇〇	〇・六〇〇
	能代市常盤字太田面		能代市常盤字太田面			五・〇〇〇～一五・〇〇〇	〇・三二五

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十七年十一月十五日から同月二十八日まで

秋田県告示第九百七十七号

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県道			能代五城目線	能代市檜山字寺田四番六から字川向九八番一まで		一一・〇〇〇～二〇・〇〇〇	〇・一八〇
道			能代五城目線	"		一一・〇〇〇～二六・〇〇〇	〇・一八〇

- 二 供用開始の期日 平成十七年十一月十五日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十七年十一月十五日から同月二十八日まで

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十七年十一月十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品の名称及び数量
- (二) 陽電子放射断層撮影装置(PET)一式
- (三) 購入物品の仕様等
- (四) 入札説明書及び仕様書による。
- 納入期限 平成十八年三月三十日(木)
- 納入場所 秋田県立脳血管研究センター

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
平成十七年十一月十五日

秋田県知事 寺田典城

二 入札に参加する者に必要な資格等

- (一) 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (二) 入札の資格に係る申請
- (1) 入札の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を次の場所へ平成十七年十一月二十一日(月)までに提出すること。
- (2) 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (3) 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三九)
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
- (二) 郵便番号〇一〇 〇八七四 秋田市千秋久保田町六番十号
- (三) 秋田県立脳血管研究センター事務部総務管理班(電話番号〇一八 八三三〇 一五)
- (四) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年十一月十五日(火)から同月二十一日(月)までの午前九時から午後五時までの間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所

平成十七年十一月二十九日(火)午前十一時  
 秋田県立脳血管研究センター二階第一会議室  
 入札保証金

五 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条  
 までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(六)(五) 契約書作成の要否 要

提出書類等  
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他  
 詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Positron Emission Tomography 1set
- 2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 29 November, 2005
- 3 Contact point for the notice : General Affairs Division, Research Institute for Brain and Blood Vessels-Akita, 6-10 Senshu-kubota-machi, Akita City, Akita prefecture 010-0874, Japan TEL 018-833-0115

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定により、秋田県南旭川水系土地改良区から申請があつた新たな土地改良事業(栄第三地区単小規模土地改良事業)の施行について、平成十七年十一月七日認可したので、同条第一項の規定に基づき、公告する。  
 平成十七年十一月十五日  
 秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、横手市から協議があつた土地改良事業(真角地区基盤整備促進事業(農道整備))の施行について、平成十七年十一月七日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。  
 平成十七年十一月十五日  
 秋田県知事 寺田典城

正 誤

ページ	段	行	誤	正
			平成十七年十一月七日(号外第一号)掲載の監査結果公告第二十一号(監査結果の公表)	
	八	下	(印刷誤り)	
		一五	産業廃棄物	産業廃棄物
	九	上	(原稿誤り)	
		四	(岩見ダム管理事務所)	(秋田地域振興局(岩見ダム管理事務所))

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

発行所 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号

印刷所 秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)876600 FAX(0863)000505  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄